

会津郡蟹川村 端郷 小出二丁五十間隔、本村の西に有、川崎二丁隔、本村の北有、往古は上川崎、下川崎之二所に有、

今は在所川に成、此所に移一ヶ所に催す、若松より七里。

一、元来下荒井村端郷、二十七年以前に別村に成。

一、鎮守、端郷小出に富士権現、祭礼九月九日、下荒井社家祭。

相殿 一、稲荷三 伊勢、山王、御嶽、熊野、当村より引社、一、磐梯 礫宮村より引宮、一、鬼渡、端郷川崎より引宮。

一、菩提所、半村小出真言宗荒伝山宝光院、高二石六斗卷合、御年貢并。

一、漆役木数廿四本分有、蠟漆上納而不足の分代金に而上納。

一、軽井沢山へ入来儀、当村船賃に野手不出、かくま、柴を刈。

一、同村端郷市野へ馬老疋に秋米二斗宛年々出、柴を刈。

一、逆瀬川へ御年貢米三斗、端郷小出より老斗八升年々出、柴を刈。

一、逆瀬川へ端郷川崎より錢七百匁出、かくまを取。

一、大川舟渡 古来より蟹川端村上川崎にて舟渡来、小出、下川崎は古来不構、此舟打舟二つ結合、一艘にして往来す。舟破損の時分入用金三、四兩拝借す、市野戸村へ詔打す。新舟始て乗物有時は、代老メ文、五百匁、三百匁も出し祭る。是は菩提の爲と云、新舟入用舟下より出、拝借金上納す。往行の舟賃老人に四文、洪水之節は八分立帰し者婦舟後不取、冬橋も掛る、定舟下の郷下荒井、本多、十二所、宮袋新田、檜目、米沢、根岸中田、逆瀬川、沖中田、安久津、立行事、大石目、西原、小沢、出戸田沢、入田沢、日渡、蕎麦目、沢田、新屋敷、同新田、和泉、同新田、梁田、台、出尻、宮下、館、田村山、石原、中里、荒田、真渡、礫宮など三十五ヶ村より金老両疋分と、錢十二メ百八十匁取、大川舟橋渡す、外大野、同新田、伊勢花、境野、勝方、牛沢、大江、大村、水嶋、屋野目、上金沢、下金沢、田中金沢、上茅津、中茅津、二日町、今泉、鷲林、寺堀、宮袋、メ二千ヶ村、是は不時往行の爲、残二メ三百匁取舟を渡す。亦冬橋道かける、橋入用の簀子木橋下より出す。御公儀御材木被下置、年々入用の人足橋下